

## 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真隆会 定款第8条及び定款21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

この規程は、平成29年6月22日から施行する。